

議第 221 号 公の施設の指定管理者の指定について

1 趣旨

漁船巻揚施設（豊浜漁船巻揚施設）の指定管理者を地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、あらかじめ呉市議会の議決を経て、指定しようとするものです。

2 公の施設の概要

漁船巻揚施設（全 11 施設）のうちの 1 施設を対象とするものです。

施 設 名	豊浜漁船巻揚施設
施設所在地	呉市豊浜町大字豊島字峯 3 0 8 2 番地の 1 1， 1 3
設置年月日	昭和 5 9 年 2 月 2 0 日
設 置 目 的	漁船の安全な操業と維持管理を図るための整備，補修等を行う場を提供し，もって漁業経営の安定に資するための施設として設置する。
設 置 条 例	呉市漁船巻揚施設設置条例
施設規模等	主 要 施 設 巻 揚 機：1 基 電動ウインチ：1 基 機 械 室：1 棟 洗 浄 機：2 台 船 用 台 車：1 組
利 用 状 況	利用隻数 令和 3 年度 7 0 隻 令和 4 年度 7 1 隻 令和 5 年度 6 8 隻
指定管理業務に係る主要な決算の状況	令和 5 年度 【呉市分】 歳入 0 千円 歳出 7 0 8 千円 指定管理料 0 千円 需用費（修繕費） 7 0 8 千円 【指定管理者分】 収入 8 0 9 千円 支出 1， 6 1 0 千円 ※指定管理者の収支決算詳細については，別添「指定管理業務収支状況報告書」（参考資料 1）を参照
指定管理実績	平成 2 7 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 3 1 日 呉豊島漁業協同組合 令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日 呉豊島漁業協同組合

3 指定管理者の業務の範囲

- (1) 施設の維持及び管理に関する業務
- (2) 施設の使用の許可に関する業務

(3) 上記の業務に付随する業務

4 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

5 団体（候補者）の概要

団 体 名	呉豊島漁業協同組合
団体所在地	呉市豊浜町大字豊島4 1 3 6 番地 2 2
代表者氏名	代表理事組合長 北田 國一
設立年月日	平成18年11月1日
設 立 目 的	水産業協同組合法の規定により，その組合員のために直接の奉仕をすることを目的とする。
事 業 概 要	次に掲げる事業等 (1) 水産資源の管理及び水産動植物の増殖 (2) 水産に関する経営及び技術の向上に関する指導 (3) 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給 (4) 組合員の事業又は生活に必要な共同利用に関する施設
出 資 金	25，245千円
組 合 員 数	134人
役 員	代表理事組合長 北田 國一 筆 頭 理 事 西倉 竹文 理 事 北倉 末喜 北恵 清文 北木 正司 北木 一夫 監 事 北尾 薫 北井 昭一
決 算	令和5年度 収入 65，705千円 支出 50，024千円

6 団体（候補者）から提出された事業計画書の概要

管理運営上の基本方針	地域の漁業経営に密接な関係を有する施設として，利用者の主体である漁業経営者との相互協力により，効果的かつ効率的な管理運営に努める。
管理運営体制	代表理事組合長を管理運営責任者とするほか，常勤職員又は組合員1名を現場責任者として配置する。また，機器等の点検や故障等に対応させるため，専門的技術を有する者を必要に応じて配置し，緊急時には組合員を随時に追加配置できる体制とする。
施設の維持管理	日常点検の実施のほか，利用者に対し，利用上の注意の周知や修繕が必要な箇所の聴取等を日頃から実施することにより，効果的な管理に努める。
利用促進の	利用者からの要望等を積極的に聴取し，利用者の視点に立った管理運営

取組	を行う。
経費削減の取組	組合業務と兼務することで、人件費を削減する。また、日常的に発生する簡易な修繕については、組合員が実施する。

7 団体（候補者）から提出された期間中の収支計画

別添「指定管理業務収支計画書」（参考資料2）のとおり

8 選定の理由

当該施設は、漁船の安全な操業と維持管理を図るための整備、補修等を行う場を提供することで漁業経営の安定に資する施設であり、地域の漁業経営に密接な関係を有していることから、地域の漁業経営者をその構成員とし、地域漁業の実態に精通している呉豊島漁業協同組合が管理運営をすることが効果的であるため、公募を行わず同組合を指定管理者の候補者として選定したものです。